

2026（令和8）年度
大分県発達障がい者支援専門員の会
総会

【日時】2026年4月4日（土）

【会場】J:COM ホルトホール大分 3階大会議室

1. 開会のことば
2. 会長挨拶
3. 大分県発達障がい者支援センターECOAL 挨拶
4. 議長選出
5. 議案
 - 第1号 2025年度活動報告
 - 第2号 2025年度決算報告
 - 第3号 2025年度会計監査報告
 - 第4号 2026年活動方針（案）
 - 第5号 2026年度予算（案）
 - 第6号 大分県発達障がい研究会との連携について
 - 第7号 会則の改正（案）
6. 議長降壇
7. 事務連絡
8. 閉会のことば

会長あいさつ

皆さま、本日はお忙しい中、「大分県発達障がい者支援専門員の会 総会」にご出席いただき、誠にありがとうございます。

昨年度は15周年の節目として「ケーキの切れない非行少年たちから考える、困っている子どもたちへの支援」をテーマに立命館大学・大学院人間科学研修科の宮口教授（児童精神科医）を招き記念講演会を開催し、皆様方のご協力で無事、終えることができましたことにも深く感謝申し上げます。さて、近年、発達障がいのある方やそのご家族を取り巻く状況は日々変化しており、地域の中で安心して暮らしていくための支援の重要性はますます高まっています。そのような中で、私たち発達障がい者支援専門員には、専門性を生かしながら現場の支援者とつながり、地域の支援力を高めていく役割が求められていると感じています。

本会では毎年、大分県発達障がい者支援センターECOALと連携し、SV（スーパーバイザー）の派遣に取り組んでいます。実際に現場に伺い、支援に携わる皆さまと一緒にケースについて考えたり、課題を整理したりする中で、私たち自身も多くの学びと励ましをいただいています。

また、圏域ごとの活動も、着実に広がりを見せています。それぞれの地域の実情に応じて、研修会や情報交換の場が設けられ、支援者同士が顔の見える関係の中で学び合い、つながりを深めていることは、本当に心強いことだと感じています。こうした地域でのネットワークが、支援に悩む方が一人で抱え込まずに相談できる環境づくりにつながり、結果として発達障がいのある方やご家族へのより良い支援につながっていくのではないかと思います。

発達障がい支援は、一つの機関や一人の専門職だけで完結するものではありません。医療、福祉、教育、就労など、さまざまな分野の方々が連携しながら進めていくことが大切です。その中で、本会が会員同士の学び合いの場となり、また地域の支援をつなぐ役割を果たしていければと考えています。今後も、相談派遣の取り組みや圏域での活動を大切にしながら、会員の皆さまとともに学び合い、支え合い、大分県における発達障がい支援のさらなる充実につなげていきたいと思っています。

令和8年4月4日

大分県発達障がい者支援専門員の会

会長 相本 雄一郎

「2026年度 ECOALファイブスター(五つ星)計画」

1, 5人のスター達

2, 5つの業務

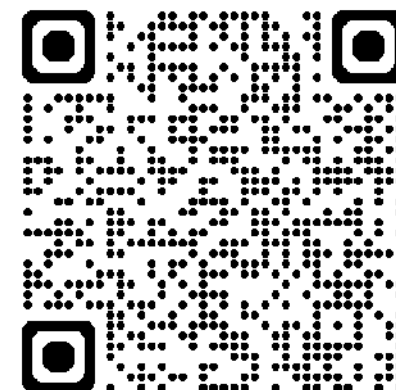
3, 5蘊分析

4, 5歳児指導の記録

5, 5万人登録(Youtube)



[規約](#) | [プライバシーポリシー](#)



育ちのミカタHP

社会福祉法人萌葱の郷 子育て総合支援センター

大分県発達障がい者支援センターECOAL センター長 五十嵐猛

「自閉症発達支援マニュアル」 「五蘊分析マニュアル」



Amazon内のkindleストア

①5人のスター



②5つの業務

- 相談 SVや大分県自閉症協会との連携を通じた面的支援の充実
- 発達支援 予防的支援に向けた機関連携と意見書の共有化
- 就労支援 当事者の自己理解や適性に合わせた支援
- 普及啓発 SV研修、講演会やSNSを通じた支援話題の提供
- 関係機関等連携 連協やSV、支所や圏域のネットワークを推進

③五蘊分析

支援の質を高める「五蘊（ごうん）分析」とは？

～行動は修正しても、その人の「想い」は否定しない～

1. 視点の転換：「行動」と「想い」を分ける

【目に見える「行動」】



(例：人を叩く、物を投げるなど)

× 否定・制止

(現場では必要な対応)

【内にある「想い（受・想）」】



(例：悲しい、悔しい、分かってほしい)

◎ 肯定・受容

(常に大切にすべき部分)

五蘊分析の核心：

「行動」は否定しても、その背景にある本人の「感覚」や「想い」まで否定する必要はないと気づくこと。

2. 具体的なアプローチ：受容から提案へ

Step ① 肯定的受け止め（受容）

まずは本人の感情を認める。

「『〇〇が嫌だったんだね』」



Step ② 問題解決の提案（交流）

具体的な代替案を示す。

「『そういう時は、こうすると良いよ』」

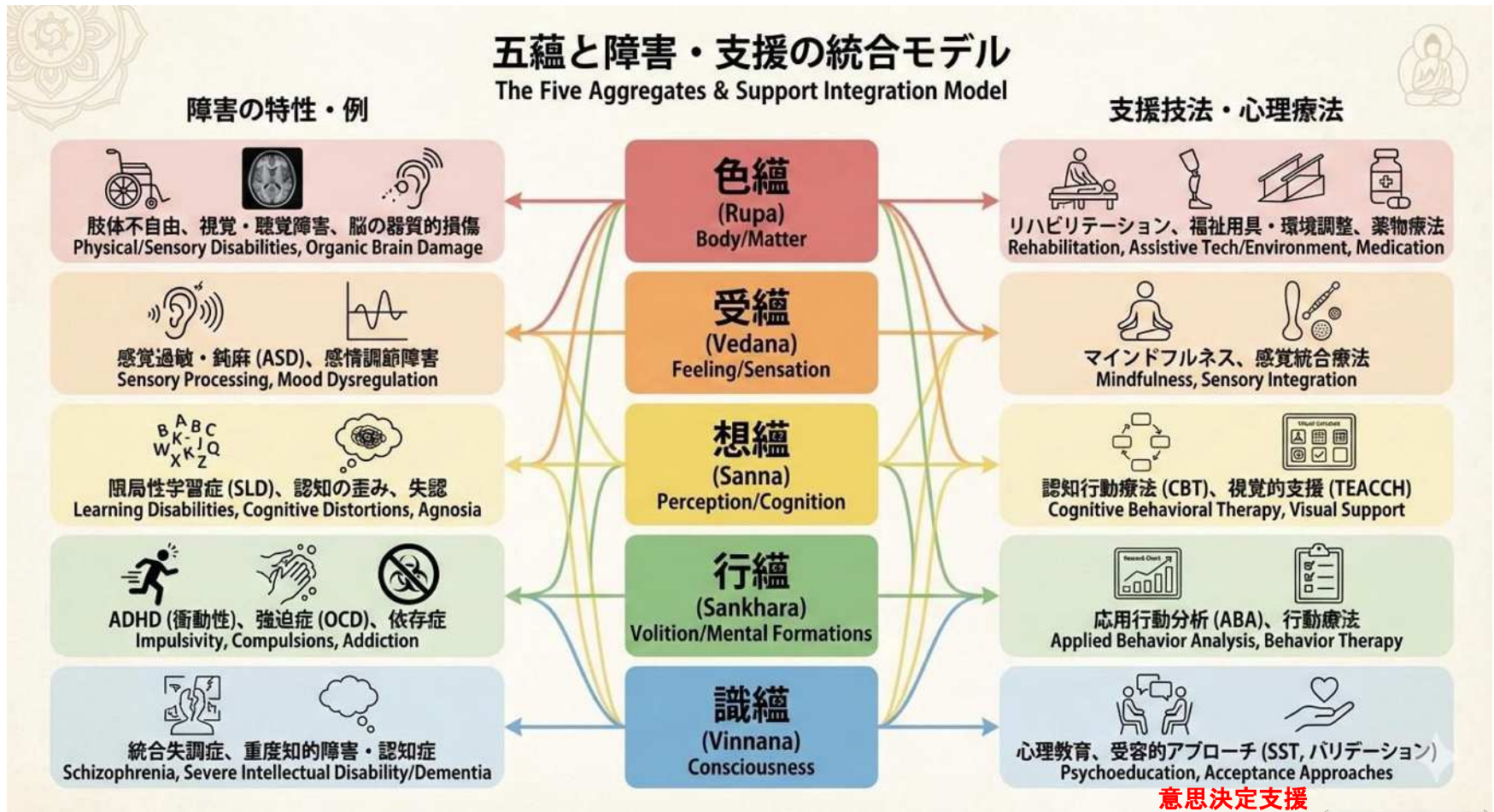


【効果】社会的な対応力や意識（行・識）を育てる

3. 理念としての重要性：個人の尊厳を守る土台

- ✓ 言葉だけでなく、本人の深い「意思」や「ニーズ」を理解する姿勢につながる。
- ✓ 個人の「受」や「想」を大切にすることは、民主主義の擁護（個人の尊厳と自由を守ること）そのものである。✦

補完的作用として、アプローチの有効性について認識を深める (ニーズに合わせて支援技法を使い分ける必要について確認)

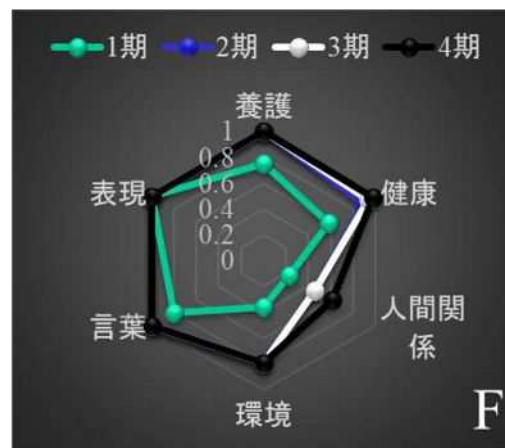
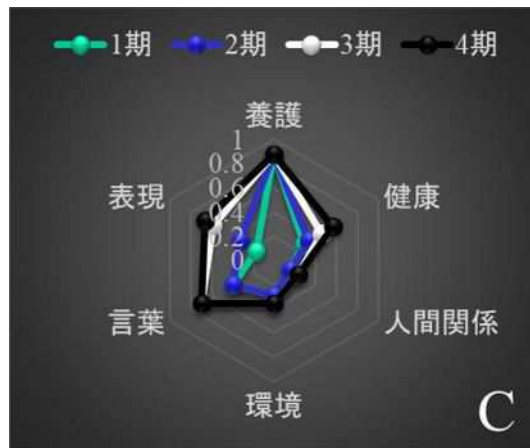
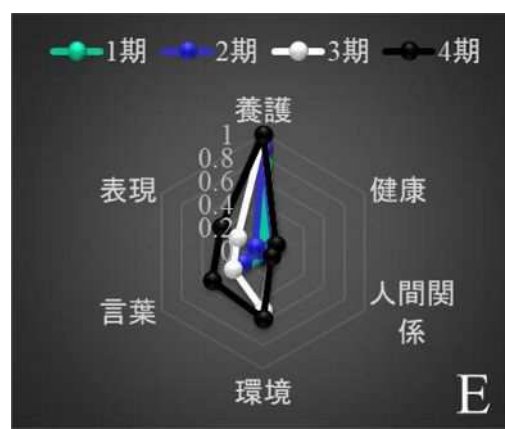
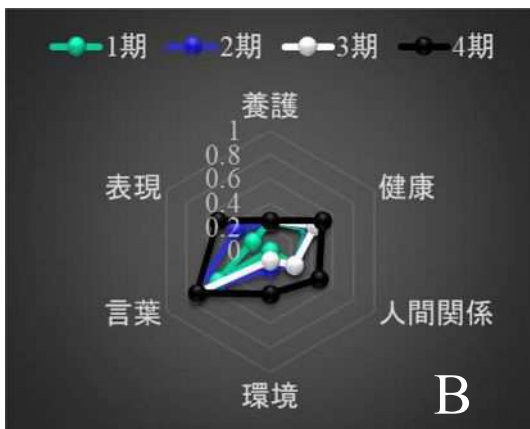
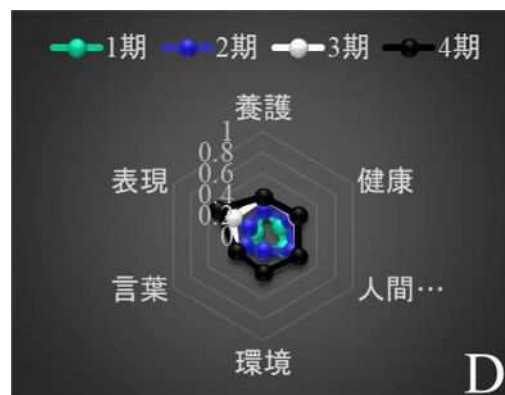
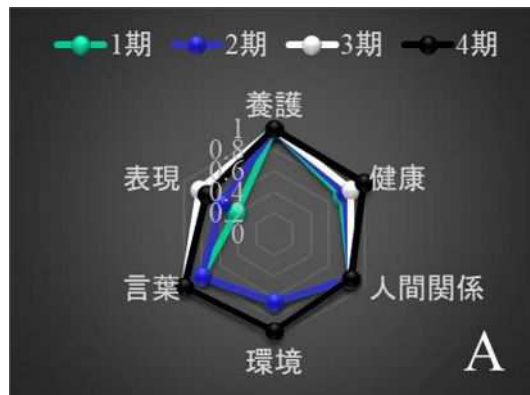


④5歳児指導の記録


大分県では大分県こども未来課のもとで医療、福祉、教育、行政の有識者が幼児教育保育施設の各団体と協働して幼児教育保育施設と学校、発達支援センター等で教育保育の経過を共有できるアセスメント表を作成しました。

本表は、幼保小における切れ目のない支援をすすめるために「幼保連携型認定こども園幼稚園教育保育要領(保育所保育指針)」の養護と五領域に基づいた児童の育ちを視覚化させながら保護者や関係諸機関と共有するようにしています。

※大分県のホームページにて「5歳児指導の記録」としても公開していますので、以下のQRをご参照ください。



⑤5万人登録 Youtube

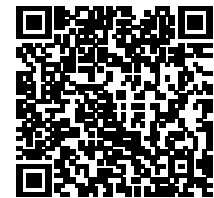


石井哲夫氏と仏陀との特別対談！

「受容的交流理論」を継承する「五蘊分析」と「インド哲学」の違いと共通点！？
時代を超えて語られる「心へのアプローチ」について、古代の叡智と現代心理学の視点から深く掘り下げてみます。

もしもシリーズ 対談1
司会:五十嵐猛(公認心理師)
論者:仏陀(インド哲学者)
論者:石井哲夫(心理学者)

※ 本内容は、AIデータに基づいたフィクションです



YouTube
動画配信

- 五蘊分析は、人間の存在や行動を物質的要素と精神的要素に分けて科学的に理解しようとする心理学的方法論です。カウンセリングでは、この思想を参考にして、クライアントの行動や感情の背景にある精神作用を分析し、クライアント自身に気づきを促すことができます。
- 五蘊分析は、仏教とカウンセリングの相違点を明らかにすることもできます。**仏教では、人間の苦しみは五蘊に執着することによって生じると考えますが、カウンセリングでは、人間の苦しみは五蘊を通じた認識や評価にズレがあることによって生じると考えます。**この違いを理解することで、クライアントの苦しみに対する受容的な態度や変化への動機づけを高めることができます。
- 五蘊分析は、クライアントの行動や感情を単純化して捉えることとなります。そのため、クライアントに対して敬意や配慮を持ち、多様性や個性を尊重することが大切です。また、五蘊分析は常に変化するものとして捉えます。そのため、分析の結果に固執せず、時と場合に応じて柔軟に対応することが大切です。

2025（令和7）年度活動報告

1. 関係機関との連携

事務局である大分県発達障がい者支援センターECOALや大分県、大分県自閉症協会、大分県発達障がい研究会との連携はこれまで通りの関係性を継続し、圏域レベルにおいては地域の保育コーディネーターやペアレントメンター、相談支援事業所や教育関係等と連携することで、会としての組織だけではなく地域の中でも連携がスムーズにとれるよう取り組むことができたと考えます。

2. 専門員（SV）のスキルアップ

会の主目的であるSV個人個人のスキルの維持・向上については事務局であるECOALと連携し、SVの更新や更新ともリンクする研修会について企画発信してきました。また、昨年度は15周年の記念イベントとして、これまで会員の方々からの要望が高かった宮口教授を講師として迎えての記念講演会が開催できたことも会としての大きな経験にもつながったものと考えます。

3. 派遣事業への取り組み

令和7年度も事務局である大分県発達障がい者支援センターECOALと連携し、県事業であるSV派遣事業に積極的に関わり、SVの認知度のさらなる向上とSV個人個人のスキルアップにつなげることができたと考えます。

4. 地域ネットワークの促進

圏域連絡会の活性化とSVそれぞれが所属する地域の中で、ネットワークの要となれるよう地域の関係者や関係機関との連携については圏域レベルで可能な範囲で取り組めたと考えます。

また、児童分野では地域の児童発達支援センターとの連携構築を目指していましたが、十分に成果がでませんでした。

参考資料 大分県発達障がい者支援専門員の会 2025年度 活動報告

| 実施日 | 時間 | 活動内容 | 会場 |
|-------|-------------|--|------------------------|
| 4月5日 | 10:00-17:00 | 自閉症啓発デー SVの会 総会 (10:00~12:00) | J:COM ホルトホール大分 大会議室 |
| 5月7日 | 18:00-20:00 | 15周年記念講演会運営委員会 1回目 | ZOOM |
| 6月3日 | 14:00-16:00 | 大分県発達障がい者支援センター 連絡協議会 | アイネス 大会議室 |
| 6月3日 | 18:00-20:00 | 15周年記念講演会運営委員会 2回目 | ZOOM |
| 6月14日 | 10:00-12:00 | 役員会(会長・副会長・各圏域リーダー・事務局) | 大分中央公民館 小会議室 |
| | 13:00-13:30 | 大分県発達障がい者支援専門員 養成研修 初級 開講式 | 大分中央公民館 大会議室 |
| 7月1日 | 18:00-20:00 | 15周年記念講演会運営委員会 3回目 | ZOOM |
| 7月14日 | 18:00-20:00 | 15周年記念講演会運営委員会 4回目 | ZOOM |
| 7月19日 | 10:00-11:30 | 15周年記念講演会 テーマ：ケーキの切れない非行少年たちから考える、 困っている子どもたちへの支援 講師：宮口幸治氏（立命館大学 総合心理学部 教授） | iichiko音の泉ホール |
| | 13:00-15:00 | 15周年記念祝賀会 | ホテル日航大分オアシスタワー |
| 9月13日 | 10:00-12:00 | 役員会(会長・副会長・各圏域リーダー・事務局) | 大分県立芸術文化短期大学 会議室 |
| 11月8日 | 10:00-12:00 | 役員会(会長・副会長・各圏域リーダー・事務局) | 犬飼公民館 会議室 |
| 1月10日 | 10:00-12:00 | 役員会(会長・副会長・各圏域リーダー・事務局) | アイネス 小会議室 |
| 2月1日 | 10:00-16:30 | 第17回大分県発達障がい研究会(SVの会・ECOAL共催) テーマ：いま改めて考える保護者支援 講師：飯田法子氏（大分大学福祉保健部 准教授） 渡邊法恵氏（竹田市こども家庭センター 保健師） 惠藤絢香織氏（ // 公認心理士） 古長俊亜氏（南石垣支援学校 個別の指導計画推進教員） 小野由美子（相談支援センターCOMPASS 相談支援センター） | アイネス 大・小会議室 |
| 3月16日 | 14:00-16:00 | 大分県発達障がい者支援センター 連絡協議会 | 大分中央公民館 大会議室 |

※更新講座・研修については、養成研修と併せ予定通り実施している。

| 圏域 | 人数 | 活動内容 | |
|----|-------|---|--|
| 東部 | 別府 | 33 | 年5回連絡会を開催 / 活動内容の検討 / 保護者を招いての勉強会、強度行動障害についての勉強会を開催。SV以外にも保育コーディネーター、保育士も参加し、盛況であった。 |
| | 国速杵 | 25 | 年5回連絡会を開催。〈保護者〉をテーマに日頃の支援・関わりについて情報交換。地元の秀溪まつりで派遣チラシを配布。・ |
| 中部 | 大分・由布 | 108 | 年4回連絡会を開催 / 専門分野のSVからの研修・報告を基に情報交換を行った。派遣経験のあるSVからの派遣報告も実施。 |
| | 臼津 | 9 | 年1回連絡会を開催 / 活動内容の検討 / 臼杵市の自立支援協議会の地域生活部会にて地域の福祉避難所についての意見交換と助言を行った。 |
| 南部 | 21 | 年3回連絡会を開催 / 言語聴覚士の飛驒大星氏の講演会を実施 / 相談会の「まるカフェ」を奇数月の第1週金曜日に実施。 | |
| 豊肥 | 21 | 年4回連絡会を開催 / 活動内容の検討 / 「保護者対応」や「多職種連携」について座談会形式で情報交換を行った。 | |
| 西部 | 28 | 年6回連絡会を開催 / 活動内容の検討 / 研修委員の設置について検討 / 外部講師としてOTとVT（ビジョントレーナー）を招き、研修会を実施(2回) | |
| 北部 | 28 | 年6回連絡会を開催 / 活動内容の検討 / やさしきネットワークと連携して、スポーツリズムトレーニングの合同研修会を開催。 | |
| 合計 | 273 | | |

2025年度 決算

【 収入の部 】

| 科目 | 予算額 | 決算額 | 増減額 | 備考 |
|-----------|------------------|------------------|---------------|------------------|
| 前年度繰越金 | 671,153 | 671,153 | | |
| 更新会費 | 924,000 | 624,000 | | 4～6期・10期・15期 52名 |
| 17期登録料 | 240,000 | 240,000 | | 17期20名 |
| 15周年講演会収益 | 0 | 235,714 | | ※15周年事業決算書参照 |
| 雑収入 | 0 | 1,873 | | 利息 |
| 合計 | 1,835,153 | 1,772,740 | 45,587 | |

【 支出の部 】

| 科目 | 予算額 | 決算額 | 増減額 | 備考 |
|-----------|------------------|----------------|------------------|------------------------------|
| 圏域活動費 | | | | |
| ・東部別府 | 20,000 | 20,000 | 0 | お茶代・会場費等 |
| ・東部国速杵 | 20,000 | 20,000 | 0 | お茶代・会場費等 |
| ・中部大分 | 40,000 | 40,000 | 0 | お茶代・会場費等 |
| ・中部臼津 | 20,000 | 20,000 | 0 | お茶代・会場費等 |
| ・南部 | 20,000 | 20,000 | 0 | お茶代・会場費等 |
| ・豊肥 | 20,000 | 20,000 | 0 | お茶代・会場費等 |
| ・西部 | 20,000 | 20,000 | 0 | お茶代・会場費等 |
| ・北部 | 20,000 | 20,000 | 0 | お茶代・会場費等 |
| 郵送料 | 180,000 | 71,445 | 108,555 | 連絡アプリ「HI！」導入により減 |
| HP管理費 | 62,550 | 62,275 | 275 | |
| 研修会・会場費 | 150,000 | 0 | 150,000 | 15周年事業特別会計より支出 |
| 役員会旅費 | 200,000 | 234,000 | -34,000 | ECOAL支所会議交通費含む |
| 特別活動費 | 100,000 | 90,550 | 9,450 | 圏域連絡会講師謝礼金 大分県発達障がい研究会共催費 |
| 保険料 | 39,140 | 39,250 | -110 | |
| 印刷・消耗品等 | 200,000 | 1,986 | 198,014 | |
| その他・雑費 | 743,463 | 23,375 | 720,088 | ZOOM年間使用料 |
| 合計 | 1,855,153 | 702,881 | 1,152,272 | |

次年度繰越額

収入決算額 1,772,740 ー 支出決算額 702,881 = 1,069,859

差引残高 1,069,859円は2026年度に繰り越します。

大分県発達障がい者支援専門員の会 15周年記念事業 収支決算書

〈収 入〉

| 費目 | 金額 | 内訳 |
|----------------|-----------|---|
| 講演会参加料(電話予約) | 570,000 | @3,000×190 |
| 講演会参加料(Peatix) | 963,690 | @3,000×350 - 86,100 (販売手数料) - 210 (振込手数料) |
| 祝儀 | 45,000 | |
| 15周年記念事業 特別会計 | 1,000,000 | |
| 合計 | 2,578,690 | |

〈支出〉

| 費目 | 金額 | 内訳 |
|----------------|-----------|-------------------------------------|
| 《講演会》 | | |
| 会場使用料 | 50,100 | iiichiko音の泉ホール |
| 会場使用料 | 33,600 | 楽屋・備品使用料 |
| 看板代 | 48,019 | ステージ上横断幕・懸垂幕 |
| 印刷代 | 67,250 | チラシ30000部、ポスター100枚 |
| 印刷代 | 82,430 | 資料（記念誌）700部 |
| 印刷代 | 2,410 | SV関連動画 Youtube広告チラシ700部 |
| 資料配布用袋 | 11,760 | A4サイズ 手提げ袋700部 |
| チラシ配送代 | 29,040 | @110×264封 |
| チラシポスティング | 21,417 | 大分市内7100部 |
| 広告出稿代 | 14,410 | 大分合同新聞ぶんぶん |
| Wifi レンタル費 | 2,853 | |
| 講師謝金 | 300,000 | |
| 講師交通費 | 50,000 | |
| 講師宿泊費 | 45,000 | |
| 講師土産代 | 1,500 | |
| 懇親会費 | 94,050 | |
| 搬入スタッフ食事代 | 37,550 | |
| 搬入スタッフ宿泊代 | 12,730 | |
| 準備スタッフ謝金 | 761,000 | |
| 備品購入 | 7,232 | 養生テープ、蛍光ペン、乾電池 他 |
| 花代 | 19,800 | ステージ 花代 |
| 接待費（菓子、飲料、花 等） | 15,741 | |
| | | |
| 《祝賀会》 | | |
| 会場費 | 601,599 | @5500×80、ドリンク実数、来賓駐車場代、横断幕 |
| 案内郵送費 | 11,770 | 養成研修受講生 @110×107 |
| 感謝状 | 7,145 | アクリルフォトフレーム3個 |
| 記念品 | 14,570 | 遊ゆう3420、あらかし商会7700、なごみ園1950、若葉会1500 |
| | | |
| | | |
| 合計 | 2,342,976 | |

収入総額 2,578,690 円

支出総額 2,342,976円


差引金額 235,714 円


監 査 報 告

監査年月日 令和 8 年 5 月 31 日

監査場所 ECOAL

監査報告 令和 7 年度の大分県発達障がい者支援専門員の会の活動並びに収支に関する経理状況を調査した結果、証憑書類の整備が適切に処理されていたことをここに報告します。

会計監査人 南子育で伸よいクラブ
大久保 秀子 

萌葱の郷
福田和彦 

2026（令和8）年度活動方針

1. 関係機関との連携

事務局である大分県発達障がい者支援センターECOALや大分県、大分県自閉症協会、その他関係機関との連携はこれまで通りの関係性を継続し、圏域レベルにおいては地域の保育コーディネーターやペアレントメンター、相談支援事業所や教育関係等と連携することで、会としての組織だけではなく地域の中でも連携がスムーズにとれるよう取り組んでいきたいと考えます。

2. 専門員（SV）のスキルアップ

会の主目的であるSV個々人のスキルの維持・向上については事務局であるECOALと連携し、SVの更新や更新ともリンクする研修会について企画発信していきます。また、役員会や圏域連絡会を通じて、会員の方々の意見を取り入れ、会員の方々が望む研修会作りを目指したいと考えます。

3. 派遣事業への取り組み

令和8年度も事務局である大分県発達障がい者支援センターECOALと連携し、県事業であるSV派遣事業に積極的に関わり、SVの認知度のさらなる向上とSV個々人のスキルアップにつなげていきたいと考えます。

4. 会のあり方について

今年度は会の設立から16年目となり、会員数も増える現状を踏まえ、今後の会のあり方をメンバーを選出して事務局である大分県発達障がい者支援センターECOALとも合同で協議していきたいと考えます。会としての現状を分析し、未来につながる会の運営ができるよう丁寧な検討ができればと考えています。

2026年度 予算

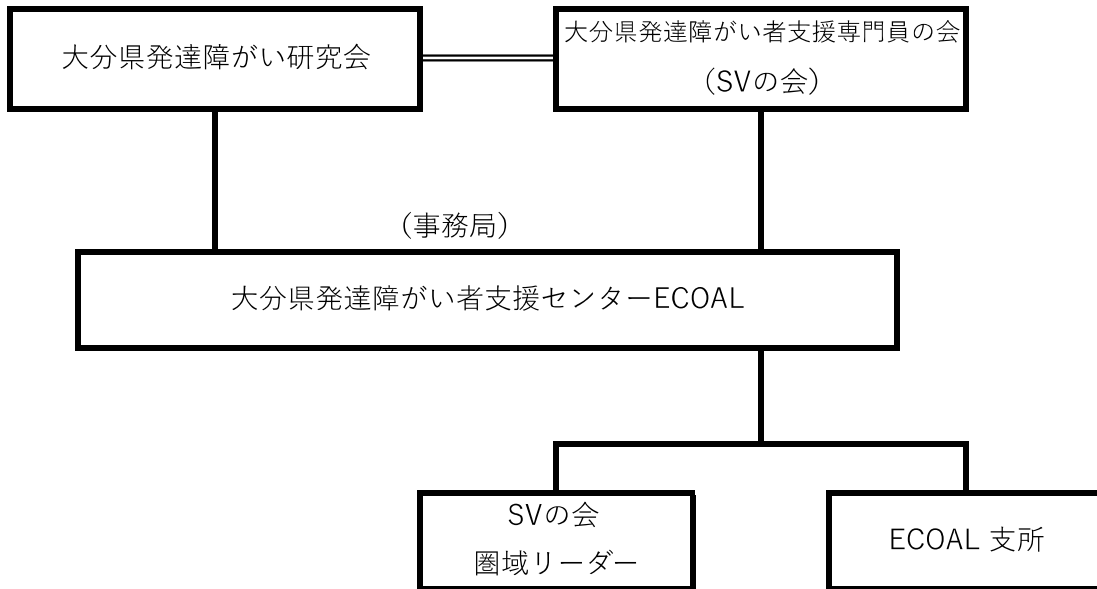
【 収入の部 】

| 科目 | 予算額 | 備考 |
|-----------|------------------|------------------------|
| 18期登録料 | 348,000 | 12,000 × 29名 |
| 更新会費 | 840,000 | 12,000 × 70名(7～11・16期) |
| 雑収入 | 1,500 | 利息 |
| 前年度繰越金 | 1,069,859 | |
| 合計 | 2,259,359 | |

【 支出の部 】

| 科目 | 予算額 | 備考 |
|------------|------------------|-------------------------------|
| 圏域活動費 | | |
| ・東部別府 | 20,000 | お茶代・会場費等 |
| ・東部国速杵 | 20,000 | お茶代・会場費等 |
| ・中部大分 | 40,000 | お茶代・会場費等 |
| ・中部臼津 | 20,000 | お茶代・会場費等 |
| ・南部 | 20,000 | お茶代・会場費等 |
| ・豊肥 | 20,000 | お茶代・会場費等 |
| ・西部 | 20,000 | お茶代・会場費等 |
| ・北部 | 20,000 | お茶代・会場費等 |
| 郵送料 | 70,000 | |
| HP管理費 | 62,550 | |
| 研修会・会場費 | 150,000 | |
| 役員会旅費 | 250,000 | |
| 特別活動費 | 100,000 | 圏域連絡会講師謝礼金・SVの会主催研修会講師謝礼金 |
| 保険料 | 39,250 | 12カ月分39,250(2026年9月～2027年8月分) |
| 印刷・消耗品等 | 100,000 | |
| 20周年事業積立金 | 200,000 | |
| 発達障がい研究会補助 | 100,000 | |
| その他・雑費 | 1,007,559 | |
| 合計 | 2,259,359 | |

大分県発達障がい研究会・大分県発達障がい者支援専門員の会
(体系図)



大分県発達障がい者支援専門員の会 会則 新旧対照表

| 改正前 | 改正後 | 備考 |
|--|--|----|
| <p style="text-align: center;">第一章 総 則</p> <p>(名 称) 第1条 会の名称を「大分県発達障がい者支援専門員の会」(以下会とする)と称す。</p> <p>(事務局) 第2条 会の事務局は大分県大分市中戸次5628番地1に置く。</p> <p>(目 的) 第3条 会は、大分県発達障がい者支援専門員の資質の向上と専門員間の連携をサポートするものとし、あわせて、大分県発達障がい者支援センターECOALとの連携を深め、会員一人ひとりが深い倫理観をもって広く県内の発達障がい者の支援に中心的に取り組み、障がい者福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(活動内容) 第4条 会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。 (1)大分県発達障がい者支援専門員の資質の向上 (2)大分県発達障がい者支援専門員の連携のサポート (3)大分県発達障がい者支援センターECOALとの連携</p> | <p style="text-align: center;">第一章 総 則</p> <p>(名 称) 第1条 会の名称を「大分県発達障がい者支援専門員の会」(以下会とする)と称す。</p> <p>(事務局) 第2条 会の事務局は大分県大分市中戸次5628番地1に置く。</p> <p>(目 的) 第3条 会は、大分県発達障がい者支援専門員の資質の向上と専門員間の連携をサポートするものとし、あわせて、大分県発達障がい者支援センターECOALとの連携を深め、会員一人ひとりが深い倫理観をもって広く県内の発達障がい者の支援に中心的に取り組み、障がい者福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(活動内容) 第4条 会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。 (1)大分県発達障がい者支援専門員の資質の向上 (2)大分県発達障がい者支援専門員の連携のサポート (3)大分県発達障がい者支援センターECOALとの連携</p> | |

| | | |
|---|---|-------------|
| <p>(4) その他、会の目的達成に必要な事項</p> <p style="text-align: center;">第二章 役員</p> <p>(役員)</p> <p>第5条 会運営のために、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 4名</p> <p>(3) 事務局 (会計及び広報含む) 大分県発達障がい者支援センター ECOAL</p> <p>(4) 役員 複数名 (圏域リーダー)</p> <p>2、各役員の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長は、会を代表し、会の意思決定機関である役員会を招集できる。</p> <p>(2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はこれを代行する。</p> <p>(3) 事務局は、会の連絡事務及び会計全般、会の広報活動の活性化とホームページの管理をする。</p> <p>(4) 役員は、役員会の構成員として会の意思決定に関する業務を担う。</p> <p>3、役員の選出</p> <p>役員は、会員の互選によって選出する。役員の任期は3年とし、ただし、再任は妨げない。</p> | <p>(4) 大分県発達障がい研究会との連携</p> <p>(5) 圏域連絡会の開催</p> <p>(6) ECOAL支所会の開催</p> <p>(7) その他、会の目的達成に必要な事項</p> <p style="text-align: center;">第二章 役員</p> <p>(役員)</p> <p>第5条 会運営のために、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 4名</p> <p>(3) 事務局 (会計及び広報含む) 大分県発達障がい者支援センター ECOAL</p> <p>(4) 役員 複数名 (圏域リーダー)</p> <p>2、各役員の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長は、会を代表し、会の意思決定機関である役員会を招集できる。</p> <p>(2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はこれを代行する。</p> <p>(3) 事務局は、会の連絡事務及び会計全般、会の広報活動の活性化とホームページの管理をする。</p> <p>(4) 役員は、役員会の構成員として会の意思決定に関する業務を担う。</p> <p>3、役員の選出</p> <p>役員は、会員の互選によって選出する。役員の任期は3年とし、ただし、再任は妨げない。</p> | <p>(追加)</p> |
|---|---|-------------|

| | | |
|--|--|--|
| <p>(顧問)</p> <p>第6条 会に、顧問を置くことができる。</p> <p>顧問 1名</p> <p>五十嵐 猛(大分県発達障がい者支援センターECOALセンター長)</p> <p>2、顧問は、会の重要な事項について意見を述べるものとする。</p> <p>第三章 会の構成</p> <p>(会員)</p> <p>第7条 会は、大分県発達障がい者支援センター連絡協議会が認定する大分県発達障がい者支援専門員を会員として規定する。</p> <p>2、会員は初回のみ3年後に更新を行い、2回目以降は5年ごとの更新を行うものとする。</p> <p>(会費)</p> <p>第8条 会員は、役員会の議決により定められた会費を納入しなければならない。会費は初年度に3年分12,000円を納入し、2回目の更新以降は5年分12,000円を更新時に一括納金とする。</p> <p>(退会)</p> <p>第9条 会を退会する者は、所定の退会・資格返上届に必要な事項を記入のうえ、事務局に提出しなければならない。</p> | <p>(顧問)</p> <p>第6条 会に、顧問を置くことができる。</p> <p>顧問 1名</p> <p>五十嵐 猛(大分県発達障がい者支援センターECOALセンター長)</p> <p>2、顧問は、会の重要な事項について意見を述べるものとする。</p> <p>第三章 会の構成</p> <p>(会員)</p> <p>第7条 会は、大分県発達障がい者支援センター連絡協議会が認定する大分県発達障がい者支援専門員を会員として規定する。</p> <p>2、会員は初回のみ3年後に更新を行い、2回目以降は5年ごとの更新を行うものとする。</p> <p>(会費)</p> <p>第8条 会員は、役員会の議決により定められた会費を納入しなければならない。会費は初年度に3年分12,000円を納入し、2回目の更新以降は5年分12,000円を更新時に一括納金とする。</p> <p>(退会)</p> <p>第9条 会を退会する者は、所定の退会・資格返上届に必要な事項を記入のうえ、事務局に提出しなければならない。</p> | |
|--|--|--|

2、次のいずれかに該当するときは退会したものとみなす。

- (1) 会費を納入せず、有効期限内に更新手続きをしなかった者
- (2) 死亡した者
- (3) 会の名誉を傷つけたと倫理委員会が認めた者

第四章 会 計

(運 営)

第10条 会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

2、会費は、会員1名につき初年度のみ3年分、2回目の更新以降は5年分を一括納金とし、各々会員が個別に納入するものとする。

3、会計監査については、監事 役員の外に2名置く。

(会計年度)

第11条 会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第五章 機 関

(機関の種類)

- 第12条
- (1) 定例総会
 - (2) 役員会
 - (3) 専門部会
 - (4) 倫理委員会

2、次のいずれかに該当するときは退会したものとみなす。

- (1) 会費を納入せず、有効期限内に更新手続きをしなかった者
- (2) 死亡した者
- (3) 会の名誉を傷つけたと倫理委員会が認めた者

第四章 会 計

(運 営)

第10条 会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

2、会費は、会員1名につき初年度のみ3年分、2回目の更新以降は5年分を一括納金とし、各々会員が個別に納入するものとする。

3、会計監査については、監事 役員の外に2名置く。

(会計年度)

第11条 会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第五章 機 関

(機関の種類)

- 第12条
- (1) 定例総会
 - (2) 役員会
 - (3) 専門部会
 - (4) 倫理委員会

| | | |
|--|---|-------------|
| <p>(定例総会)</p> <p>第13条 定例総会は年1回開催するものとし、本会における最高決議機関であって、会員全員をもって構成する。</p> <p>2、総会の定足数は会員の2分の1以上とし、議決するものとする。</p> <p>(役員会)</p> <p>第14条 会の会議は役員会とし、必要に応じて会長が招集する。</p> <p>2、役員会は役員をもって構成する。</p> <p>3、会の会議は、役員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数の承認を以て議決する。</p> <p>(専門部会)</p> <p>第15条 会長は、必要に応じて専門部会を設け、部員を若干名置き、専門部会を開催することができる。</p> <p>(倫理委員会)</p> <p>第16条 会の活動や支援に際し、会則・倫理綱領に違反した者に対し、これを調査し、処分を検討する倫理委員会を置く。</p> <p>1、倫理委員会は会長、副会長、事務局および外部機関を含める事務局によって指名されたものによって構成される。</p> | <p>(定例総会)</p> <p>第13条 定例総会は年1回開催するものとし、本会における最高決議機関であって、会員全員をもって構成する。</p> <p>2、総会は、出席した会員をもって成立する。総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決する。</p> <p>(役員会)</p> <p>第14条 会の会議は役員会とし、必要に応じて会長が招集する。</p> <p>2、役員会は役員をもって構成する。</p> <p>3、会の会議は、役員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数の承認を以て議決する。</p> <p>(専門部会)</p> <p>第15条 会長は、必要に応じて専門部会を設け、部員を若干名置き、専門部会を開催することができる。</p> <p>(倫理委員会)</p> <p>第16条 会の活動や支援に際し、会則・倫理綱領に違反した者に対し、これを調査し、処分を検討する倫理委員会を置く。</p> <p>1、倫理委員会は会長、副会長、事務局および外部機関を含める事務局によって指名されたものによって構成される。</p> | <p>(変更)</p> |
|--|---|-------------|

| | | |
|---|--|-------------|
| <p>2、倫理委員会は委員が必要と認める事案が発生した場合、招集される。</p> <p>3、委員会は構成される委員の過半数の参加を必要とする。</p> <p>4、議事の判定は出席者全員の合意を原則とする。</p> <p>第17条 この会則に定めがない事項については、会長が役員会に諮って議決する。</p> <p>(附 則) この会則は、平成22年5月1日から施行する。</p> <p>(附 則) この会則は、平成23年5月15日から施行する。</p> <p>(附 則) この会則は、平成24年6月24日から施行する。</p> <p>(附 則) この会則は、平成25年6月8日から施行する。</p> <p>(附 則) この会則は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>(附 則) この会則は、平成31年4月7日から施行する。</p> <p>(附 則) この会則は、令和2年5月9日から施行する。</p> <p>(附 則) この会則は、令和3年4月3日から施行する。</p> <p>(附 則) この会則は、令和4年4月3日から施行する。</p> | <p>2、倫理委員会は委員が必要と認める事案が発生した場合、招集される。</p> <p>3、委員会は構成される委員の過半数の参加を必要とする。</p> <p>4、議事の判定は出席者全員の合意を原則とする。</p> <p>第17条 この会則に定めがない事項については、会長が役員会に諮って議決する。</p> <p>(附 則) この会則は、平成22年5月1日から施行する。</p> <p>(附 則) この会則は、平成23年5月15日から施行する。</p> <p>(附 則) この会則は、平成24年6月24日から施行する。</p> <p>(附 則) この会則は、平成25年6月8日から施行する。</p> <p>(附 則) この会則は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>(附 則) この会則は、平成31年4月7日から施行する。</p> <p>(附 則) この会則は、令和2年5月9日から施行する。</p> <p>(附 則) この会則は、令和3年4月3日から施行する。</p> <p>(附 則) この会則は、令和4年4月3日から施行する。</p> <p>(附 則) この会則は、令和8年4月4日から施行する。</p> | <p>(追加)</p> |
|---|--|-------------|

【2026 年度 役員体制】

| | | | |
|-----|-----------------------|--------|----------------------------|
| 会長 | 1 | 相本 雄一郎 | 合同会社 andU |
| 副会長 | 3 | 阿部 京子 | からだの教室 Laugh |
| 副会長 | 5 | 越智 芳子 | 社会福祉法人聖人宝珠会 保育所等訪問支援たねまき |
| 副会長 | 15 | 渡辺 香織 | 社会福祉法人くらっぷ こども発達支援センター あ〜く |
| 副会長 | 95 | 田中 一旭 | 社会福祉法人 とんとん こども発達支援センターもも |
| 事務局 | 大分県発達障がい者支援センター ECOAL | | |

【圏域リーダー】

| | | | | |
|----|-----------------------|-----|--------|------------------------------|
| 東部 | 別府 | 3 | 阿部 京子 | からだの教室 Laugh |
| | 国速杵 | 309 | 米田光代 | 社会福祉法人杵築市社会福祉協議会 |
| 中部 | 【事務局】社会福祉法人 とんとん | | | |
| | 大分由布 | 95 | 田中一旭 | 社会福祉法人 とんとん こども発達支援センターもも |
| | 臼津 | 192 | 後藤 智昭 | (福)みずほ厚生センター ジョブサポートあらかし商会 |
| 南部 | 【事務局】合同会社 and U | | | |
| | | 421 | 中島裕太 | 児童発達支援センターつぼみ |
| 豊肥 | 【事務局】ライフサポートセンター なごみ園 | | | |
| | | 16 | 秋月 正博 | 社会福祉法人 萌葱の郷 ライフサポートセンター なごみ園 |
| 西部 | 【事務局】こども発達支援センター あ〜く | | | |
| | | 15 | 渡辺 香織 | 社会福祉法人くらっぷ こども発達支援センターあ〜く |
| 北部 | | 254 | 佐藤 藤子 | 安心院児童館 |
| | | 312 | 五十川 洋介 | 子ども・女性相談支援センター |
| | | 334 | 河野 典子 | 地域総合支援センターどんぐり 河内 |